

表 4-2 環境保全のための措置の実施状況（騒音・振動）

評価書における内容	実施状況
建設工事に際しては、可能な限り低騒音・低振動型の建設機械を採用するなど、騒音及び振動の低減に努める。	工事に際しては、施工業者に要請し、低騒音型の建設機械を使用した。（図 4-2）
適切な工事工程管理及び建設機械の稼働時間の調整を行う等、建設機械の稼働が一時的に集中しないように配慮する。	工事の施行中においては、建設機械が集中しないよう作業手順及び作業工程等の工事作業計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努めることにより、騒音・振動への影響の低減に努めた。
建設工事に際しては、道路との敷地境界に仮囲いを設置する。なお、既存の道路擁壁等が存在する場合には、仮囲いは設置しない。	建設工事中は道路との敷地境界に仮囲いを設置した。
工事用車両に対して規制速度の遵守、走行ルートの限定、安全走行、過積載の防止等を指導し、道路交通の騒音及び振動の低減を図る。	工事用車両を使用する事業者に対して規制速度遵守に関する教育を実施したほか、工事中に積載状況の監視・点検を行った結果、工事用車両の積載状況は、適切であった。また、工事用車両の走行に関し、苦情の発生はなく、規制速度を超過した走行、危険運転は確認されなかった。



[低騒音型建設機械]

図 4-2 環境保全のための措置の実施状況（騒音・振動）